

整骨院・接骨院を正しく利用しましょう

整骨院・接骨院では、病院や診療所などの保険医療機関とは異なり、健康保険が使える場合が限られています。誤って健康保険を使用した場合、全額自己負担になることがありますので、健康保険が使える範囲を知って、正しく利用しましょう。



✓チェック① 外傷性の負傷のみ健康保険が使えます

健康保険が**使える**場合

原因がはっきりしている外傷性の負傷で、慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折 ○ひび(不全骨折) ○脱臼
- 捻挫 ○打撲 ○肉離れ(挫傷)

※骨折・ひび・脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※内科的原因による疾患は含まれません。

健康保険が**使えない**場合

- ×日常生活からくる疲労や肩こり
- ×スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ×神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどの疾病
- ×症状の改善がみられない長期にわたる施術
- ×病院や診療所などの保険医療機関で治療中の負傷
- ×過去の交通事故等による後遺症
- ×勤務中、通勤途中の負傷(労災保険対象) など

✓チェック② 負傷原因を正確に伝える

いつ、どこで、何をしているときに負傷したのか、どのような症状があるかを柔道整復師に正確に伝えましょう。

✓チェック③ 「療養費支給申請書」はよく確認して署名しましょう

保険適用となる施術を受けた場合は、療養費支給申請手続きが必要です。療養費支給申請書の「委任欄」は、負傷原因、負傷名、日数、金額などの施術内容をよく確認し、自筆で署名してください。白紙の申請書への署名は不適切な請求につながる恐れがありますので注意してください。

確認!!

- ① 保険適用と説明を受けた負傷名のみが記載されているか
- ② その月に整骨院・接骨院に通院した日数が正しいか

✓チェック④ 領収書は必ず受け取り保管しましょう

保険適用となる施術を受けた場合は、領収書を必ず受け取り、保管してください。医療費控除を受ける際に必要になる場合があります。

施術内容の照会にご協力をお願いします

整骨院・接骨院の請求の中には、健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった不適切な請求が一部見受けられます。

当健保組合では、医療費適正化の一環として請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているか確認するため、施術内容について照会させていただく場合があります。

この確認は、当健保組合が点検機関「ガリバー・インターナショナル(株)保険管理センター」に業務を委託して実施しております。保険管理センターから確認のための文書が送付されますので、期限までにご回答いただきますようお願いいたします。

皆様に納めていただいた保険料を適切に使用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。



ウォーキングで生活習慣病を予防しましょう

運動不足を感じていても、「面倒くさい」「疲れる」「忙しくて時間がとれない」という人は多いのではないのでしょうか?普段ほとんど運動しない人にもおすすめなのが、気軽に取り組めるウォーキングです。通勤中に遠回りしてみる、休みの日に散歩に出掛けるなど、日常生活に取り入れやすい運動のひとつです。ウォーキングは立派な有酸素運動で、「脂質異常症」「脳梗塞」「心血管疾患」などの生活習慣病予防に効果があることが分かっています。



詳しくは
WEBで▶

